

環境審議会委員からの意見等について

意見等	意見等に対する考え方
<p>減少する緑地の確保については、努力義務にするのか義務にするかは大変難しい問題ではあると思うが、元々の役割を尊重していかなければならない。</p> <p>敷地境界で環境が悪化しないよう事業者にしっかりと守っていただくような対策は必要だと思う。緑地の確保と環境の維持改善を念頭においてしていただけたらと思う。</p>	<p>緑化の元々の役割については、工場と住宅地の緩衝緑地として、騒音、悪臭、粉じん等の低減を担っており、工場と住宅地との緩衝緑地については、工場立地の届出時に緩衝緑地を残すなど敷地境界で環境が悪化しない対策を講じるよう指導していく。</p>
<p>企業にとっては、ありがたいことであるが、設備投資をした後から得られる、利益の一部を緑化に関することに企業が投資するように附帯事項で付け加える事ができないか、また、資金援助や取り組みしたことに関して企業の PR として、公表すれば、企業もしやすくなる。</p>	<p>緑地を減少する事業者に対し、生活環境への配慮を求め、できる限りの緑地の確保を指導・助言していく。その際に、工場敷地内・外の事業者の所有地での確保が難しい場合には、事業者からの提案も含め、様々な方法（緑化支援に関する寄附、公共施設内の芝生設置など）で協力を求めていきたいと考えている。</p> <p>また、緑地確保に協力いただいた事業者は、市のホームページ等での紹介を考えている。</p>
<p>町おこしとしては、仕方がないが、緩和した後に再度、効果があるかどうかを検証し再度見直しをすることは必要であるのかなと考える。</p>	<p>今回の緑地面積率の緩和については、地域未来投資促進法に基づく基本計画の策定が前提となっている。基本計画については年1回、効果検証と事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対策を行うこととしている。</p>
<p>緑化率について下限を設定するということが、かなりの引き下げになることについて、指針で対応するということではあるが、努力義務でいいのかな？とは思う。</p>	<p>緑地を減少する事業者に対し、工場立地特定対象区域内特定工場の生活環境への配慮に関する指針に基づき、対象工場の周辺地域に係る生活環境に配慮するよう、工場立地法に基づく届出の提出時には計画書の提出を求め、できる限り緑地の確保をしていただくよ</p>

意見等	意見等に対する考え方
	<p>う指導・助言していく。</p> <p>また、減少した緑地については、市民・事業者に対し緑地対策事業への取組を促すなど行政が積極的に緑地確保に向け取り組んでいく。</p>
<p>緑地面積については、高砂市の全体から、約9%消えることになるが、工場の敷地の中で失われるものは、工場の敷地内にみどりを確保するのは難しいが市街地や商業地域の緑量を増やすところに工場に協力を求める。例えば街路樹の維持管理の資金であるとか工場の敷地外のところで緑量の確保というのは担保する必要があり努力義務よりもう少し縛った方が良いと思う。質の高い緑と自然性が低いところの緑については、振り分けて考える必要がある。</p>	<p>緑地を減少する事業者に対し、生活環境への配慮を求め、できる限りの緑地の確保を指導・助言していく。その際に、工場敷地内・外の事業者の所有地での確保が難しい場合には、事業者からの提案も含め、様々な方法（緑化支援に関する寄附、公共施設内の芝生設置など）で協力を求めていると考えている。</p> <p>また、減少した緑地については、市民・事業者に対し緑地対策事業への取組を促すなど行政が積極的に緑地確保に向け取り組んでいく。</p>
<p>緑地の確保は元々の公害問題からの、経緯もあり、緑地に関しては防波堤的な考えから設置されていたことから、緑を緩和することにより、敷地境界の外でにおいや粉じんなど大気汚染物質の防波堤的な効果が無くなってしまいう可能性もあるかもわからないからその辺のことは、忘れてはならないし、心配される。協定企業の場合、敷地境界で測定を行っているので数値が上がった場合が懸念される。</p>	<p>緑化の元々の役割については、工場と住宅地の緩衝緑地として、騒音、悪臭、粉じん等の低減を担っており、工場と住宅地との緩衝緑地については、工場立地の届出時に緩衝緑地を残すなど敷地境界で環境が悪化しない対策を講じるよう指導していく。</p>